

岐阜市福障号外
令和2年5月16日

指定障害福祉サービス事業所等 運営法人代表者 様

岐阜市福祉部障がい福祉課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う
指定障害福祉サービス事業所等における今後の対応について

日ごろは、本市の障がい福祉行政に対し、御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年5月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、岐阜県は対象区域から外れることとなりました。

これを受けて、岐阜県において令和2年4月17日付け障第164号岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知により要請されておりました適切な感染防止対策の協力要請が解除されたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、今後も当面の間、常に再流行のリスクが存在することから、各事業所におかれましては、厚生労働省通知及び岐阜県作成の「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止チェックリスト」等に基づき、引続き感染拡大防止対策の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、岐阜市では岐阜市内の事業所を対象とする新型コロナウイルス感染症拡大防止のための衛生用品等の購入に対する補助制度を設けております。詳細は後日お知らせいたしますが、事業所における感染拡大防止の徹底のためご活用ください。

〈参考資料〉市長メッセージ「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
岐阜市福祉事務所障がい福祉課 指導係
TEL : 058-214-2136(直通)
F A X : 058-265-7613
E-mail : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp